

その他の関係法令

大気汚染防止法（昭和43年6月10日法律第97号）

事業場等から発生する硫黄酸化物等のばい煙の排出等を規制しています。規制対象（特定施設）にボイラー、化学工業品製造、一定規模以上の廃棄物焼却炉などがあります。

水質汚濁防止法（昭和45年12月25日法律第138号）

事業場等から公共用水域に排出される水を規制しています。規制対象（特定施設）に畜産農業関係、食料品製造関係等悪臭発生施設などがあります。下水道に排出する場合は、この法律は適用されません。

ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年7月16日法律第105号）

ダイオキシン類に関する規制と汚染土壌に係る措置等を定めています。規制対象（特定施設）に排ガス洗浄施設、一定規模以上の廃棄物焼却炉などがあります。

下水道法（昭和33年4月24日法律第79号）

下水道の整備計画、公共下水道等の設置、管理基準を定めています。下水道使用者には水質汚濁防止法に準じた規制基準があります。

浄化槽法（昭和58年5月18日法律第43号）

浄化槽によるし尿等の適正な管理を定めています。浄化槽の保守点検の基準として、悪臭並びに騒音及び振動により周囲の生活環境を損なわないようにすることとされています。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月25日法律第137号）

廃棄物の処理が適正に行われるように、処理の責任、種類と処理基準、処理業者の許可、処理施設の届出、構造、管理基準が定められています。政令等で定めるものを除き廃棄物を焼却することはできません。また、ふん尿を肥料として使用する場合は、十分に覆土して使用する等環境省令で定める基準に適合した方法によらなければなりません。

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年10月1日法律第105号）

動物の適正な飼養及び保管を定めています。動物の所有者等には飼料の残さ、ふん尿による悪臭により周辺の生活環境を損なわないようにすることが定められています。

家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律

（平成 11 年 7 月 28 日法律第 112 号）

畜産業を営む者による家畜排せつ物（牛、豚、鶏、馬）の適正な管理と利用の促進を定めています。規定頭羽数以上の家畜を飼養する場合に、家畜排せつ物の管理施設に対して構造基準が定められています。

軽犯罪法（昭和 23 年 5 月 1 日法律第 39 号）

公共の利益に反してみだりにごみ、鳥獣の死体その他の汚物又は廃物を捨てる行為は罰せられることがあります。

公害紛争処理法（昭和 45 年 6 月 1 日法律第 108 号）

悪臭等の典型 7 公害が発生し、市町村の環境担当窓口において解決できない場合は、司法的（裁判所）な解決とは別に公害紛争処理制度が設けられています。公害紛争を処理する機関としては、国に公害等調整委員会が、県には公害審査会が置かれています。

都市計画法（昭和 43 年 6 月 15 日法律第 100 号）

用途地域の設定等、都市計画という観点から公害の未然防止を含めた立地規制がされています。悪臭関連都市施設としては、汚物等の処理場、と畜場などがあります。